

児童相談のあらまし

令和8年度版



愛知県一宮児童相談センター

目 次

第1 児童相談センターの概要

1 管内の概要	1
2 沿革	2
3 組織と職員の配置状況	
(1) 組織	2
(2) 職員配置状況	2
4 児童相談センターの業務	
(1) 業務の内容	3
(2) 相談援助活動の体系・展開	4

第2 相談業務の状況

1 相談の種類	5
2 相談・指導等の状況	
(1) 相談受付件数	6
(2) 相談の対応状況	8
3 養護相談の状況	
(1) 虐待相談の状況	9
(2) 虐待相談の主な虐待者	10
(3) 被虐待児の年齢・虐待種別	10
4 一時保護の状況	11
5 児童福祉施設等への入所状況	12
6 里親制度	
(1) 里親登録と委託状況	12
(2) 里親に関するその他の事業	12
7 障害相談の状況	
(1) 療育手帳の交付状況	13
(2) 各種診断書・判定書の交付状況	13
(3) 障害児等療育支援事業への援助	13
8 その他の業務	14

第3 市町村への支援

1 要保護児童対策地域協議会	15
2 虐待等児童問題関係機関連絡調整会議	16

第 1 児童相談センターの概要

1 管内の概要

一宮児童相談センターは、尾張西部地域の一宮市を始めとする5市2町を所管区域とし、その総人口は781,558人（令和8年4月1日現在）、面積は333.54㎢である。

当地域は、愛知県の北西部、木曽三川（木曽川・長良川・揖斐川）によって形成された濃尾平野の中心に位置し、西に伊吹山地から鈴鹿山脈、養老山地を望む扇状地に広がっている。木曽川によってもたらされた肥沃な土壌、平坦な土地、豊かな水をもって、古くから農業、商業ほか様々な産業が発展してきた。

一宮市における花苗、稲沢市の植木・苗木、ぎんなん、扶桑町の守口大根などは、全国有数の出荷額を誇っている。

また、一宮市の毛織物を中心とした繊維産業、大口町における機械工業など、管内市町では製造業も主要な産業となっている。

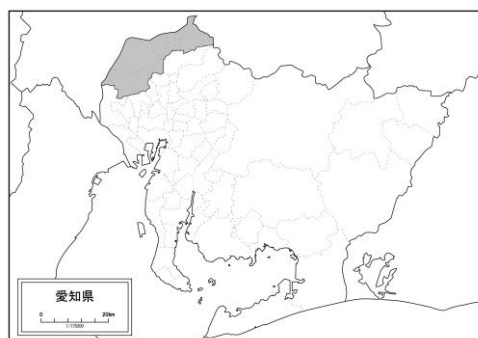
さらに、犬山市の国宝犬山城、江南市の古刹・曼荼羅寺の藤、天下の奇祭と言われる稲沢市の国府宮はだか祭り、岩倉市から大口町にかけて流れる五条川の桜など、歴史、文化、自然も大切に育まれてきている。

管内には、JR（東海道線）、名古屋鉄道（名古屋本線、犬山線、尾西線）の鉄道網、名神高速道路、東海北陸自動車道、名古屋高速道路の幹線道路網が伸び、こうした産業・物流を支えるとともに、名古屋市近郊の通勤居住圏として伸展が見られる。

○管内人口等

区 分	世帯数	人 口	児童数
一宮市	171,572	374,471	54,569
犬山市	32,384	70,779	9,529
江南市	43,768	97,598	13,937
稲沢市	57,894	132,162	19,139
岩倉市	23,509	47,844	6,205
大口町	10,241	23,938	4,028
扶桑町	15,416	34,766	5,375
合 計	354,784	781,558	112,782

○管内図



2 沿革

昭和22年12月12日 児童福祉法公布

23年 6月30日 「愛知県一宮地方児童相談所」を一宮市役所民生課内に設置
翌日から業務開始

10月21日 一宮市立熊沢保育園（一宮市川田町1丁目11番地）の階上へ移転

27年 5月27日 「愛知県一宮児童相談所」と改称

28年 8月 3日 一宮市古金町1丁目11番地に新築移転

42年 8月20日 一宮市大和町宮地花池字彦太郎1番地に新築移転
（現・一宮市昭和1丁目11番1号）

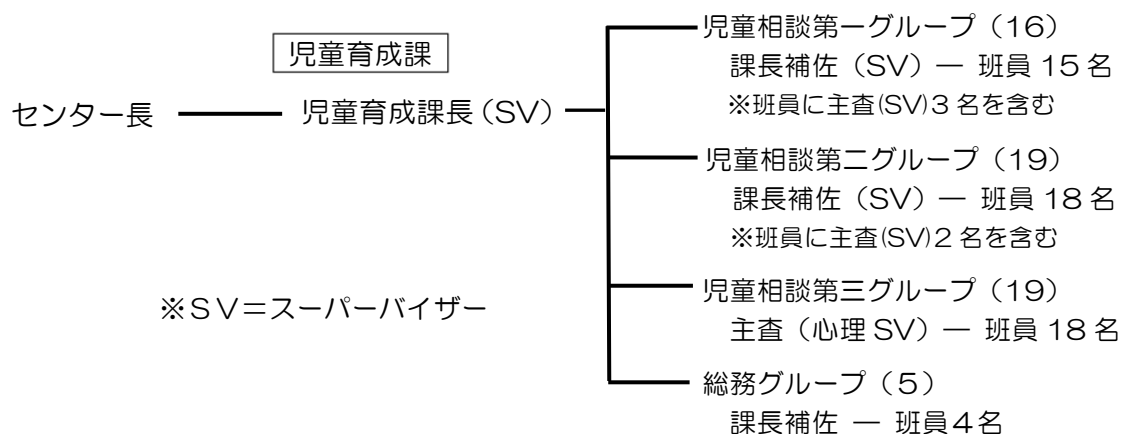
47年 4月 1日 附設の一時保護所を廃止
一時保護業務を愛知県中央児童相談所で集中管理

平成14年 4月 1日 愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編により、「愛知県一宮児童相談センター」に改称

令和 3年 フリーアドレスの導入
ライフストーリーワーク実施マニュアル（一宮児相方式）の施行

3 組織と職員の配置状況

（1）組織



（2）職員配置状況（令和8年4月1日現在）

名 称	センター長	医師	SV	児童福祉司	児童心理司	保健師	警察OB	運転手	庶務	計
職員数	1	2 (2)	8	26	19	1	1 (1)	1 (1)	4 (2)	63 (6)

（ ）内は嘱託の再掲

4 児童相談センターの業務

(1) 業務の内容

児童相談センターは、児童福祉法第 12 条に基づき、子どものための専門相談機関として設置された「児童相談所」であり、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されている行政機関である。

児童相談センターでは、主として次に掲げる業務を行っている。

ア 市町村援助

子ども及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと。

イ 相談・調査・判定・指導

子どもに関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。子ども及びその家庭につき、家庭、地域の状況、生活歴や発達、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を実施し、それに基づいて援助指針を定め、子どもの援助を行うこと。

ウ 一時保護

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護を行うこと。

エ 措置

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、市町村等に指導させ、又は子どもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所、若しくは委託すること。

オ 里親援助

里親に関する普及啓発を図ること。里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うとともに、児童福祉施設に入所している子どもと里親相互の交流の場を提供すること。

カ 養子縁組

子どもを養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の援助を行うこと。

キ 民法上の権限

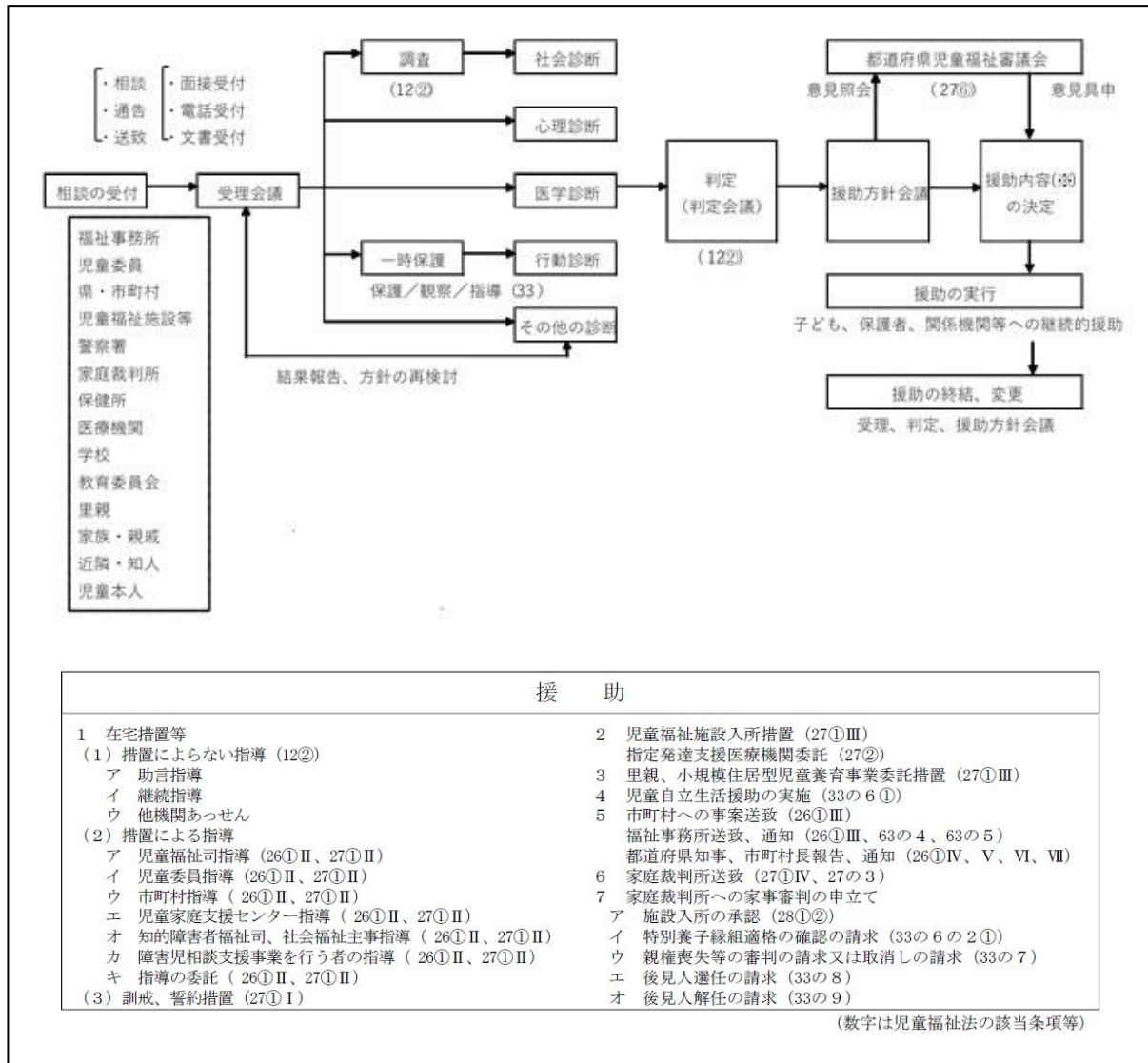
家庭裁判所に対し、親権者の親権喪失等の審判の請求又は審判の取消しの請求、未成年後見人選任及び解任の請求を行うことができる。

令和 7 年度の愛知県児童相談センターの児童虐待相談対応件数は、過去最多であった前年度の 7,289 件から 7,539 件と 250 件増加し、依然として深刻な社会問題となっている。この現状のなか、愛知県では、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司・児童心理司の増員、研修の充実等を進め、児童相談センターの体制強化に努めているところである。令和 4 年度からは、児童虐待の未然防止と早期発見のため、新たに SNS 相談の運用を開始している。

また、児童虐待防止対策の強化については、児童相談センターの体制強化のみならず、市町村の相談支援体制強化に向けての支援、社会的養育体制の充実にも取り組んでいる。令和 3 年度には、市町村が子どもや妊産婦の支援を行うにあたり、専門的な相談支援を実施できるよう、相談支援活動の実践場面で活用されることを想定して作成した実務マニュアル、児童虐待防止に向けた保護者指導リーフレットを市町村へ配布している。さらに、社会的養育体制を充実させることにおいては、里親制度の普及促進を図ることを目指し、里親制度の周知を図るための啓発動画を作成している。

(2) 相談援助活動の体系・展開

児童相談センターでは、相談を受け付けた後、図のように業務を展開している。図中の数字は、児童福祉法の該当条項を示している。



第2 相談業務の状況

1 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談の5つに分類され、さらに下表のとおり 15 種類の相談種別に分けられている。

○相談種別

	相 談 種 別	内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行等 (2) 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要等 (3) 心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	そ の 他 の 相 談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記の各欄のいずれにも該当しない相談

2 相談・指導等の状況

(1) 相談受付件数

令和 7 年度の相談種別・市町別の相談受付件数は次の表のとおりである。

相談種別では、児童虐待相談の 1,232 件（36.8%）が最も多く、知的障害相談の 1,011 件（30.2%）、養護相談その他の 790 件（23.6%）の順となっている。

また、相談経路別では、順に市町村が 1,166 件（34.8%）、次いで警察署が 838 件（25.0%）、家族・親戚が 700 件（21.0%）となっている。

相談年齢別では、7 歳以上 13 歳未満の小学生世代が 1,141 件（34.0%）と最も多く、次いで 3 歳以上 7 歳未満の就学前が 766 件（22.8%）、13 歳以上 16 歳未満の中学生世代が 694 件（20.7%）となっている。

○相談種別受付件数（令和 7 年度）

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の 相談	計
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		
一宮市	687	430	2	0	0	1	18	446	27	12	13	27	5	12	14	2	1,696
犬山市	94	53	0	0	0	0	6	92	11	2	1	5	1	2	0	0	267
江南市	127	91	0	0	0	0	4	130	6	2	17	7	1	8	2	0	395
稲沢市	173	100	0	2	0	0	5	188	7	6	2	9	1	7	3	0	503
岩倉市	68	51	0	0	0	0	1	73	5	0	2	1	1	4	3	0	209
大口町	21	16	0	0	0	0	0	38	3	1	5	3	1	1	0	0	89
扶桑町	57	25	1	0	0	0	1	42	4	0	15	2	0	1	0	0	148
管 外	5	24	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3	2	0	0	3	40
計	1,232	790	3	2	0	1	35	1,011	63	24	55	57	12	35	22	5	3,347
%	36.8	23.6	0.1	0.1	0.0	0.1	1.0	30.2	1.9	0.7	1.6	1.7	0.4	1.0	0.7	0.1	100.0

○相談経路別受付件数（令和 7 年度）

区 分	児童相談所	相談所以外の県機関	市町村		保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	認定こども園	警察等		保健所等		学校等		里親・児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
			市町村 児童相談センター等	その他					警察署	家庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園・学校	教育委員会等						
虐待	27	8	123	7	2	8	0	0	545	0	0	55	84	2	3	339	203	58	23	1,487
虐待以外	24	30	36	1,000	2	32	1	0	293	0	0	22	6	0	3	361	24	20	6	1,860
計	51	38	159	1,007	4	40	1	0	838	0	0	77	90	2	6	700	227	78	29	3,347
%	1.5	1.1	4.7	30.1	0.1	1.2	0	0	25.0	0	0	2.3	2.7	0.1	0.2	21.0	6.8	2.3	0.9	100.0

○相談年齢別受付件数（令和 7 年度）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談			く犯行為等相談	触法行為等相談			
3 歳未満	191	121	1	38	0	0	1	0	352
3 歳以上 7 歳未満	264	127	0	341	0	1	32	1	766
7 歳以上 13 歳未満	471	226	1	383	4	13	42	1	1,141
13 歳以上 16 歳未満	204	194	0	215	13	41	27	0	694
16 歳以上 19 歳未満	100	107	1	134	5	0	7	0	354
年齢不詳	0	17	0	1	2	0	17	3	40
計	1,230	792	3	1,112	24	55	126	5	3,347

(2) 相談の対応状況

児童相談センターが受け付けた相談について、調査、診断に基づき子どもや保護者等に対して適切な援助を行っている。

1 ないし数回の助言、指示、情報提供等により問題が解決する「助言指導」が 2,867 件と全体の 88% を占めている。

障害相談では療育手帳交付やその再判定により助言指導が最も多い。

児童虐待相談では、面前 DV による心理的虐待に対する援助は助言指導によるものが多い。

○相談対応状況（令和 7 年度）

		面接指導			児童福祉司指導	市町村等指導委託	市町村送致	児童福祉施設入所	指定発達支援医療機関委託	里親委託	自立生活援助の実施	家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん											
養護相談	児童虐待相談	955	150	6	2	0	134	31	0	0	3	0	0	17	1,298
	その他の相談	661	49	13	0	1	0	20	0	6	13	0	2	31	796
保健相談		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
障害相談	肢体不自由相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	重症心身障害相談	31	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	34
	知的障害相談	1,012	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,015
	発達障害相談	63	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64
非行相談	く犯行為等相談	15	3	3	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	26
	触法行為等相談	0	1	0	20	0	0	1	0	0	0	6	0	30	58
育成相談	性格行動相談	51	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	56
	不登校相談	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	適性相談	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
	育児・しつけ相談	21	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
その他の相談		4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計		2,867	212	24	23	1	134	57	0	6	17	6	4	78	3,429

（注） 「その他」には、18 歳年齢超過の場合の措置延長を含む。

3 養護相談の状況

(1) 虐待相談の状況

虐待の種別では、心理的虐待が 737 件と最も多く 56.7%を占めている。次いで、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっている。

経路は、警察等が 537 件と最も多く、41.3%を占めている。その多くは児童の面前で行われた DV の目撃による心理的虐待の通告であり、年々増加している。

○虐待相談の虐待種別・経路（令和 7 年度）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
都道府県等	児童相談所	8	0	14	5	27
	その他	2	0	5	1	8
市町村	こども家庭センター等	61	7	46	14	128
	その他	6	0	4	0	10
児童福祉施設等	保育所	3	0	0	0	3
	児童福祉施設	5	0	1	6	12
認定こども園		0	0	0	0	0
警察等		98	7	406	26	537
家庭裁判所		0	0	0	0	0
保健所		0	0	0	0	0
医療機関		13	2	9	8	32
学校等	幼稚園	0	0	0	0	0
	学校	38	1	40	3	82
	教育委員会	1	0	1	0	2
児童委員		1	0	1	0	2
家族	虐待者本人	69	0	57	4	130
	虐待者以外	34	3	75	6	118
親戚		10	0	17	1	28
近隣・知人		42	0	35	27	104
児童本人		32	1	16	1	50
その他		9	0	10	6	25
計		432	21	737	108	1,298

（２）虐待相談の主な虐待者

実父母ともに心理的虐待の比率が非常に高い。これは児童の面前におけるお互いへのＤＶが要因となっている。また、実母は、実父と比べて身体的虐待の比率が高いが、これは、実母が主たる日常の子どもの養育者となっている現状があり、育児不安、親子関係不和など、日々、様々な養育の悩みと向き合っていることが要因となって、子どもへの暴力につながっているものと推測される。

○虐待相談の主な虐待者（令和７年度）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
実父	151	12	346	23	532
実父以外の父親	28	4	50	5	87
実母	230	1	307	79	617
実母以外の母親	5	0	7	1	13
その他	18	4	27	0	49
計	432	21	737	108	1,298

（３）被虐待児の年齢・虐待種別

虐待の被害を受けた児童は、幅広く全年齢階層に分散しているが、身体的虐待については７歳以上１３歳未満が多い。これは、この時期が、児童が就学を迎えて、学校での課題や友達関係など、児童にとってそれまで経験のない事案が発生するなど子育ての新たな困難が始まる時期にあたることに起因すると考えられる。

○被虐待児の年齢・虐待種別（令和７年度）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
３歳未満	30	1	135	26	192
３歳以上 ７歳未満	73	3	192	21	289
７歳以上 13 歳未満	189	10	243	40	482
13 歳以上 16 歳未満	86	3	118	16	223
16 歳以上 19 歳未満	54	4	49	5	112
計	432	21	737	108	1,298

4 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法 33 条に基づき児童相談センター長が必要と認めたとき、児童を家庭や保護者から切り離して一時保護所に入所させるか、児童福祉施設、里親などに委託して行う。緊急の保護や児童の行動観察、問題の短期治療などを目的とする。

令和 7 年度中、555 件の一時保護を実施した。

○一時保護の保護先・理由の内訳（令和 7 年度）

		一時保護所	一 時 保 護 委 託									保護延べ日数
			警察等	児 童 福 祉 施 設					里親	その他	計	
				児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設				
養 護	児童虐待	121	0	206	25	0	1	1	62	27	322	5,277
	その他	62	1	139	7	0	0	9	21	43	220	4,220
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		6	0	7	0	0	0	0	0	5	12	111
育成		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10
計		189	1	352	32	0	1	10	83	76	555	9,618

○一時保護の対応状況（令和 7 年度）

		前年度末継続保護	今年度保護	今年度対応							今年度末継続保護
				児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	28	433	32	5	43	0	182	181	443	18
	その他	12	281	24	8	33	0	89	128	282	11
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		0	18	3	0	2	1	1	11	18	0
育成		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健・その他		0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
計		40	733	60	13	78	1	272	320	744	29

5 児童福祉施設等への入所状況

令和 7 年度末現在、里親等への委託及び児童福祉施設等への措置（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号、同法第 2 項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項）、児童自立生活援助事業（児童福祉法第 6 条の 3）による在籍児童数は、以下のとおりである。

○児童福祉施設等への入所状況（令和 7 年度）

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	指定医療機関	自立援助ホーム	計
6 年度末在籍児童数	9	104	17	3	19	4	23	8	2	4	193
7 年度末在籍児童数	11	117	14	5	20	4	23	12	4	11	221

6 里親制度

親の病気や離婚、虐待等様々な事情により、家庭で生活できなくなった子どもたちを家庭的な雰囲気の中で養育する制度であり、児童相談センターでは里親制度の普及啓発と登録の推進を図り、こうした子どもたちの養育を里親へ委託している。

（1）里親登録と委託状況

令和 7 年度における管内の里親登録と里子委託の状況は次のとおりである。

○里親登録・委託状況（令和 7 年度末現在）

区 分	全 体	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
登録里親数	82	81	0	1	48
児童受託里親数	18	17	0	1	3

※専門里親、養子縁組里親は、養育里親への登録が重複となっているものがある

養育里親・・・様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間養育する里親
 専門里親・・・虐待、非行、障害等に対する専門的な知識等を用いて養育する里親
 親族里親・・・実親の死亡、行方不明等により三親等内の親族が養育する里親
 養子縁組里親・・・養子縁組によって養親となることを希望する里親

（2）里親に関するその他の事業

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親養育相互援助事業（里親サロン）、里親養育支援事業（ヘルパー派遣）や里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童を積極的に里親に委託をするよう取り組んでいる。

さらに、里親等委託調整員、里親等相談支援員及び心理訪問支援員を中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに配置し、里親への委託推進を図るとともに、委託された子どもの状況把握、里親への相談助言を行っている。

7 障害相談の状況

児童相談センターでは障害相談に関連する事業として、療育手帳の交付、特別児童扶養手当認定診断、地域の障害児等支援等を実施している。

(1) 療育手帳の交付状況

知的障害児に対して、各種福祉サービスを受けるために障害があることを証明する療育手帳を交付している。

○療育手帳交付状況（令和 7 年度）

区 分	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	計
新 規 交 付	45	67	221	333
再 判 定	253	152	237	642
計	298	219	458	975

○療育手帳所持児童数（令和 7 年 3 月末現在）

区 分	A	B	C	計
所 持 者 数	632	408	1,053	2,093

(2) 各種診断書・判定書の交付状況

児童相談センターでは、嘱託精神科医師による特別児童扶養手当認定診断を実施している。また、関係機関からの照会や各種証明のため、判定書の交付を行っている。

○診断書および判定書の交付状況（令和 7 年度）

特別児童 扶養手当	その他の 手 当	就園・就学	総 合 支 援 法	就 労	そ の 他	計
16	1	1	61	20	22	121

(3) 障害児等療育支援事業への援助

この事業は、昭和 50 年から「愛知県心身障害児（者）巡回療育指導事業」の名称で、在宅障害児（者）とその保護者及び地域の療育グループの開拓、療育システムの整備、その専門的な支援、関係機関への技術援助を目的に開始された。

平成 8 年度からは、心身障害者コロニー（現医療療育総合センター）が実施主体となり、現在は「障害児等療育支援事業」という名称で当センター管内でも展開されている。

主に児童心理司が保育園等でのケース検討等に参加し援助を行っている。

○ 障害児等療育支援事業への参加（令和 7 年度）

市 町 名	一宮市	犬山市	江南市	稲沢市	岩倉市	大口町	扶桑町	計
実 施 回 数	4	1	1	1	0	1	1	9

8 その他の業務

児童相談センターでは、関連する業務として、施設入所措置に伴う扶養義務者への入所費用の一部負担金徴収事務を行っている。

児童福祉法では、児童を施設に入所させたときは、その保護者の負担能力により、施設措置費用の一部を負担させることができる。

愛知県では、国の基準を参考に徴収事務を行っているが、その収入の状況は以下のとおりである。

なお、平成 18 年 10 月から障害者自立支援法が施行され、障害児については、原則、契約制度となり、児童相談センターでは入所にかかる受給者証の交付手続きを行っている。

平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法を改正する形で障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行された。

○児童措置費負担金徴収状況（令和 7 年度末現在）

	調 定			収 入		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
過年度分	126	3,643	47,693,298	23	99	2,304,700
現年度分	110	960	15,710,535	57	492	9,344,355
計	236	4,603	63,403,833	80	591	11,649,055

第3 市町村への支援

平成 16 年の児童福祉法改正により、児童虐待通告の受理先に市町村が追加され、要保護児童対策地域協議会が法定化された。

平成 20 年には、子育て支援強化の観点から訪問事業等の強化、平成 28 年には、子育て支援拠点の整備が規定され、市町村における子育て支援や要保護児童対策の一層の充実が期待されている。

また、平成 28 年の法改正で児童相談所から市町村への事案送致が規定されたことから、引き続き市町村の相談支援体制の整備及び職員の対応力の強化に向け、支援に取り組んでいかなければならない。

1 要保護児童対策地域協議会

管内 5 市 2 町において、それぞれに協議会を設置し、要保護児童、要支援児童および特定妊婦にかかる情報を集約・管理している。

要保護児童対策地域協議会全体の運営等について報告や協議をする「代表者会議」には、児童相談センター長が出席し、市町に対する助言等を実施している。

また、要保護児童対策地域協議会の実動的な役割を果たす「実務者会議」では、地区担当福祉司やスーパーバイザーが参加し、情報の共有、方針の確認等を行うとともに、市町職員に対する助言を行いスーパーバイズ的な役割も担っている。

必要に応じて開催される「個別ケース検討会議」には、担当児童福祉司の他、児童心理司、保健師なども随時参加し、専門的知識等を基に適切な支援に向け助言等を行っている。

○要保護児童対策地域協議会取扱いケース数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	要保護児童					要支援児童	特定妊婦
		虐待	非行	いじめ	その他		
一宮市	37	36	0	0	1	60	3
犬山市	49	48	1	0	0	31	0
江南市	9	9	0	0	0	9	1
稲沢市	23	22	0	0	1	15	3
岩倉市	8	8	0	0	0	24	4
大口町	9	9	0	0	0	0	0
扶桑町	0	0	0	0	0	18	0

（注）虐待の恐れ、ハイリスクケースも含む

2 虐待等児童問題関係機関連絡調整会議

児童相談センターは、市町村が児童相談に応じるための相談技術の支援をする役割を担っている。そのため、市町村に対して、研修会の開催や各種会議への参加を通じて援助を実施している。

平成 19 年 1 月の市町村児童家庭相談援助指針や要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の改正により、児童虐待への対応が強化され、児童相談センターと市町村との情報交換や共有が義務付けられた。

当センターでは、市町村の虐待対応力向上を図り、連携を強化するため、虐待等児童問題関係機関連絡調整会議関連の事業を実施している。

○虐待等児童問題関係機関連絡調整会議関連事業（令和 7 年度）

開催日	会 議 等 名 称 ・ 内 容	開催場所
2/27 (金)	虐待等児童問題関係機関連絡調整会議 1 令和 6 年度一宮児童相談センターにおける相談 受付の状況について 2 改正児童福祉法について 3 市町村子ども家庭支援促進事業について 4 児童相談所、警察、検察の連携について	清須保健所一宮詰所 4 階 大会議室

令和８年８月発行

編集発行 愛知県一宮児童相談センター

住 所 愛知県一宮市昭和１丁目１１番１１号

電 話 ０５８６－４５－１５５８

FAX ０５８６－４５－１５６０

